

# 排水設備工事責任技術者 講習用テキスト別冊

- ・ 指定工事店と責任技術者 . . . . . P. 1～P. 3
- ・ 全国共通認定試験導入の経過について . . . . . P. 3～P. 4
- ・ 下水道排水設備工事責任技術者の資格認定に関する規程 . . . P. 5～P. 8
- ・ 責任技術者証の再交付手続き要領 . . . . . P. 9～P. 10
- ・ 責任技術者（住所、氏名、勤務先）異動届 . . . . . P. 11
- ・ 責任技術者証再交付申請書 . . . . . P. 12
- ・ グリース・オイル阻集器の選定 . . . . . P. 13
- ・ ディスポーザ排水処理システム . . . . . P. 14～P. 16
- ・ 特定施設一覧表 . . . . . P. 17～P. 23
- ・ 特定施設の設置等の届出 . . . . . P. 24
- ・ 排水設備工事に伴う図面の記載方法（富山県仕様） . . . . . P. 25～P. 28

# 指定工事店と責任技術者

## 1. 指定工事店制度

### (1) 指定工事店制度とは

下水道の排水設備については、下水道法第 10 条において公共下水道の供用が開始された場合は、その排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者は遅滞なく排水設備を設置しなければならない旨が規定されている。さらに市町村条例において「排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、規程で定めるところにより、市町村長が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者の監理の下においてでなければ行ってはならない。」と規定し、排水設備工事について規制している。

県内の市町村では、この規制にかかるものとして、施工業者の指定制度を設けている。一般に規程等により一定水準以上の技術を持った者（以下「責任技術者」という。）が専属している工事店を「指定工事店」として指定し、排水設備の新設、増設、改築の工事は、その指定工事店でなければ施工できないように定めている。

### (2) 指定工事店制度の位置付け

#### ア) 市町村と指定工事店

下水道の設置目的が達成されるためには、地方公共団体における公共下水道の整備と相まって、下水道の利用者が排水設備を適正に設置することが不可欠である。そして、それを担保するものとして市町村は一定水準以上の技術を有するものに対してのみ、その工事の施工を認めている。これが責任技術者の登録制度及び指定工事店である。

指定工事店が指定を受けるためには二つの条件が必要とされる。一つは排水設備工事を適正に施工するという技術能力であり、他の一つは排水設備という私的設備を設置するものであるが、同時に公共的性格をも併せ持つ排水設備工事を適正に施工できる社会的信用度である。指定工事店に登録済みの責任技術者の専従を必要としているのは前者の条件を満たすものであり、また、一定の設備や経済的基盤を求めているのは後者の方の理由によるものである。

指定工事店の指定にこのような二つの条件が必要とされるのは、排水設備の適正な構造、機能の確保はもとより、施工を依頼する下水道利用者を保護するためであり、指定を行った市町村は指定工事店が常に条件を満たしていることを監視し、必要な場合は指導を行わなければならない。

#### イ) 住民と市町村

公共下水道が整備されても排水設備が設置されなければ下水道の機能は発揮できない。このため適正な排水設備を設置することは、下水道を使用する者（住民）の義務とされているとともに、その設置に関し、下水道法及び同施行令において規定が設けられているほか、市町村では条例、規則等により最小限の規程が定められている。このように排水設備は設置者の私的設備ではあるが、公的規制が行われる施設である。

排水設備工事は、専門的な技術を伴うことから一般住民が自ら施工することは困難であり、通常業者に請け負わせることになる。このため、市町村は信用が有り、かつ

技術力を有する工事業者を指定する制度を定め、住民が指定工事店に工事の施工を依頼するシステムを採用することによって、間接的に適正な排水設備の設置を確保することとしているものである。

#### ウ) 住民と指定工事店

排水設備は、公的な規制を受けるものの、基本的には個人の私的設備であるため、施工主である住民は自己の判断により指定工事業者を選択し、自己の責任において工事を施行するものである。

指定工事店は、住民の注文に応じ、誠意をもって契約を履行することにより、結果として適正な排水設備が設置されることとなる。

### (3) 指定工事店の登録

指定工事店は、それぞれの市町村の規程で定めるところにより、適切な排水設備工事の確保とともに、住民サービスの面から、指定要件のもとに、それぞれの市町村ごとに指定し、登録することとなっている。

## 2. 排水設備指定工事店、責任技術者の責務について

### (1) 指定工事店の責務及び遵守事項

指定工事店は下水道に関する法令、条例、規則その他の市町村長が定めるところに従い、下記の通り適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

- ・原則として、書面により工事契約を締結すること。
- ・工事の全部または主要部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- ・自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- ・排水設備等の工事の計画に係る市町村長の確認を受けた後工事に着手すること。
- ・責任技術者の技術上の管理下において工事を設計し、施工すること。
- ・排水設備の検査の結果、不良と認められた箇所は、市町村長の指定する期間内に改修すること。
- ・災害時等緊急時に、排水設備の復旧に関して市町村長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

### (2) 責任技術者の責務について

- ・排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理を行わなければならない。
- ・排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督を行わなければならない。
- ・排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認を行わなければならない。
- ・検査の立会いを行わなければならない
- ・排水設備工事に関する業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、下水道管理者の要求があったときは提示しなければならない。

### 3. 下水道排水設備工事責任技術者登録制度

排水設備工事の適正な施工を確保するため、指定工事店制度が設けられている。前述したとおり、指定工事店制度は、排水設備工事を適正に施工しうる技術的能力とともに設備機材等の保有、商行為を行うための社会的信用力などの総合的な機能を担っていると言える。しかしながら、これらの機能は、指定工事店に所属する者の技術的能力及び信用力によって発揮されるものである。このような意味において下水道排水設備責任技術者制度については、それぞれの市町村において登録を行ってきたが、平成 10 年度から日本下水道協会富山県支部（現富山県下水道協会）で試験を実施し、登録することとなった。

統一制度の狙いとしては、広域化した経済活動の中で、下水道排水設備工事責任技術者の資格を県内共通のものとして、技術者の地位の向上を図るとともに、県内における排水設備工事施工技術等の向上を図るためでもある。

## 全国統一共通試験導入経過について

### 1. 下水道排水設備工事責任技術者認定試験制度の経緯

- (1) 元来、責任技術者認定試験及び更新講習等は各市町村条例に基づく市町村事務
  - ・下水道排水設備工事責任技術者の直接の法根拠は、市町村下水道条例
  - ・小さな市町村では試験の事務処理や問題の作成、講師の確保等の困難
  - ・市町村ごとの個別実施では、全国規模で技術格差の発生が懸念
- (2) 責任技術者認定試験の都道府県単位での統一試験導入
  - ・昭和 62 年 11 月、日本下水道協会本部により、排水設備に関する統一的な技術指針として「下水道排水設備指針と解説」をとりまとめ、責任技術者認定試験の都道府県単位での統一試験実施を推進
  - ・富山県支部は平成 10 年度より統一試験を実施し、現在、全ての都道府県においても、統一試験は実施されている

### 2. 下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験問題の供給

- (1) より一層の省力化、広域化の要請
  - ・市町村合併及び合理化などにより、試験事務が過重となってきたことや、都道府県境を越えると資格が無効となるため、事業者側からのより一層の広域化の要請
- (2) 責任技術者資格認定共通試験問題の供給及び採点の実施
  - ・平成 20 年度に実施される試験より、希望する県支部等に対し、協会本部において作成する共通試験問題の供給及び採点の実施
  - ・富山県支部は平成 21 年度より共通試験問題の導入及び採点を協会本部に委託の実施
- (3) 既に責任技術者として登録されている者の取扱い
  - ・既に責任技術者として登録されている者については、その登録資格の有効期限内に実施される更新講習を受講した場合に限り、資格認定共通試験に合格して登録された者と同等の責任技術者とみなす

(4) 全国共通責任技術者証を取得後の注意事項

- ・富山県以外の県外の市町村において、責任技術者として登録する場合、当該市町村の条例が改正され県外の共通試験の合格者（更新講習者）を登録可能としている事の確認が必要
- ・共通試験の合格者（更新講習者）が責任技術者として登録できる有効期間は、合格の日から5年を経過した日の3月31日までで、更新のためには、以前と同様、この有効期間内に更新講習を受けなければならない

# 富山県下水道協会

## 下水道排水設備工事責任技術者の資格認定に関する規程

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、富山県下水道協会（以下「協会」という。）が行う下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格認定について必要な事項を定め、もって責任技術者の技術の平準化とその向上および下水道管理者の事務の省力化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道管理者 下水道法（昭和33年法律第79号）に定める下水道を実施する富山県内（以下「県内」という。）の市町村及び一部事務組合（以下「市町村」という。）の長（地方公営企業法を適用して下水道事業に係る公営企業管理者を設置している場合は、当該公営企業管理者）をいう。
- (2) 条例等 市町村毎に定められる下水道事業の実施に関する条例、規則等をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第10条第1項に規定する排水設備の工事をいう。
- (4) 責任技術者 富山県下水道協会長（以下「会長」という。）が、この規程に基づき排水設備工事の設計及び施工等に関する技能を有するものとして認め、協会に登録した者をいう。

### 第2章 責任技術者の試験

(試験の実施)

第3条 責任技術者の資格の認定に当たっては、排水設備工事の設計、施工等に関する試験（以下「試験」という。）を行う。

(試験の実施機関)

第4条 試験は、協会が実施する。

(試験の実施回数及び実施期日)

第5条 試験は、毎年、1回、会長が定める日に実施する。

(試験の方式及び内容)

第6条 試験は、筆記試験とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。

2 試験に出題する問題は、公益社団法人日本下水道協会が作成する共通試験問題とする。

(試験の受験資格)

第7条 試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18

年勅令第 36 号) による中等学校以上の学校 (以下「高等学校」という。) の土木科またはこれに相当する課程を修了して卒業した者。

- (2) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事、排水設備工事以外の下水道工事又は水道工事 (以下「排水設備工事等」という。) の設計又は施工に関し、1 年以上の実務経験を有する者。
  - (3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、2 年以上の実務経験を有する者。
  - (4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験することはできない。
- (1) 破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
  - (2) 不法行為または不正行為等によって試験の合格または責任技術者としての登録を取り消され、2 年を経過していない者。
  - (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

(試験の実施方法等)

第 8 条 試験の受験申込みは、県内の下水道管理者を経て行うこととし、試験の実施方法等については、別に定めるところにより行う。

(試験委員会の設置)

第 9 条 会長は、試験及び更新講習の円滑な実施を図るため、協会内に試験委員会を設置する。

2 試験委員会の構成、業務、運営等については別に定める。

(採点の実施の委託)

第 10 条 会長は、試験の採点を、公益社団法人日本下水道協会に委託することができる。

(試験の合否の判定と通知)

第 11 条 会長は、採点実施後、又は前条の規定による採点結果の受領後、速やかに会長が定める試験の実施要綱に基づき、試験の合否の判定を行う。

2 会長は、前項の判定の結果、合格と判定した者 (以下「合格者」という。) に対して、速やかに合格の通知をするとともに、合格者名簿を作成して県内の各下水道管理者に通知する。

(試験の合格の取消し)

第 12 条 会長は、試験の合格者として通知した者について、次の各号のいずれか該当することが判明したときは、試験の合格を取り消さなければならない。

- (1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。
  - (2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。
- 2 前項の規定により、試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を当該合格者に通知するとともに、県内の各下水道管理者に通知する。

(受験講習の実施)

第 13 条 会長は、試験の受験を目的とした講習会 (以下「受験講習」という。) を適時、開催できるものとする。

### 第 3 章 排水設備工事責任技術者の登録

(登録)

第14条 会長は、試験に合格し、申請のあった者を責任技術者資格者名簿に登録するものとし、登録者名簿を作成して県内の各下水道管理者に通知する。

2 会長は、前項の登録を行ったときは、責任技術者証を交付する。

3 第1項の登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、合格の日から5年を経過して最初に到来する3月31日までとする。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

4 責任技術者は、氏名、住所、勤務先等に異動があったときは、直ちに異動の事実を証明する書類および責任技術者証を添えて、責任技術者異動届により会長に届け出なければならない。

(登録の取り消し又は一時停止)

第15条 会長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、協会の役員会の議決を経て当該責任技術者の登録を取り消し、又は6カ月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

(1) 下水道管理者の管理に係る工事に関して不正を行ったとき。

(2) 下水道管理者が定めた工事の施工に関する諸規定に違反したとき。

(3) 更新講習を受講しなかったとき。

2 責任技術者は、前項の規定により、登録を取り消されたときは、当該処分を受けたときから30日以内に責任技術者証を返納しなければならない。また、同項の規定により登録を一時停止されたときは、その停止期間中責任技術者証を返納しなければならない。

(責任技術者証の再交付)

第16条 責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書を会長に提出し、再交付を受けなければならない。

#### 第4章 排水設備工事責任技術者の登録の更新及び更新講習

(登録更新及び更新講習)

第17条 責任技術者は、登録期間満了後、引き続き登録を受けようとするときは、あらかじめ登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、技能の維持確認および最新技術の習得等を目的とする更新講習を受講しなければならない。

ただし、会長が認めたときは2回目以降の登録更新者には、更新講習を免除することができる。

(更新講習の実施機関)

第18条 更新講習は、第4条に規定する試験の実施機関が行う。

(更新講習の実施時期)

第19条 更新講習は、登録更新前に実施するものとする。

2 更新講習の実施期日は、登録満了期限等を考慮して定めるものとする。

(更新講習の実施方法等)

第20条 第8条の規定は、更新講習の受講申込みその他の実施方法等について準用する。

(登録更新の方式及び登録期間)



第21条 第14条の規定は、登録更新の方式および登録期間について準用する。

## 第5章 雑則

(試験、更新講習及び受験講習等の費用の徴収)

第22条 会長は、試験、更新講習及び受験講習の実施や運営並びに登録に係る経費を受験者、受講者及び登録者から徴収する。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

既に日本下水道協会富山県支部が実施した試験に合格し、責任技術者として認定されている者については、この規程の施行後、最初に実施される更新講習を受講することにより試験に合格したものとみなし、責任技術者として登録するものとする。

また日本下水道協会富山県支部が実施した試験の合格者以外で、特に市町村において責任技術者及び配管技士（または配管工）として登録されている者及び日本下水道協会富山県支部が実施した試験に合格し配管技士として認定されている者については、これらを対象として実施される講習を受講し、かつ、これらを対象として実施される試験に合格した者を責任技術者として登録するものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月11日から施行する。

附 則

(施行)

1 この規程は、平成21年5月18日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、既に日本下水道協会富山県支部が実施した試験に合格し責任技術者として登録されているもの者については、この規程の施行後、その登録の有効期間内にこの規程に基づき実施される更新講習を受講した場合に限り、この規程により登録された責任技術者とみなすものとする。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月27日から施行する。

## 責任技術者証の再交付手続き要領

責任技術者証に記載の氏名及び住所の変更、もしくは責任技術者証をき損又は紛失された方は、下記の要領で再交付を受けて下さい。

### ★即日再交付を望まれる方

富山県下水道協会（富山市上下水道局内）に必要書類等を持参

#### 1. 氏名及び住所の変更による場合

- ① 責任技術者（住所、氏名、勤務先）異動届（様式第3号） 1通
- ② 住民票記載事項証明書又は現住所の確認できるものの写し  
（住所変更済みの運転免許証、公的機関からの郵便物等） 1通
- ③ 顔写真 カラー（最近6ヶ月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.4cm） 1枚
- ④ 現在お持ちの責任技術者証
- ⑤ 再交付手数料 （1,000円）

#### 2. 責任技術者証をき損又は紛失の場合

- ① 責任技術者証再交付申請書（様式第4号） 1通
- ② 住民票記載事項証明書又は現住所の確認できるものの写し  
（運転免許証、公的機関からの郵便物等） 1通
- ③ 顔写真 カラー（最近6ヶ月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.4cm） 1枚
- ④ 現在お持ちの責任技術者証（紛失した場合を除く）
- ⑤ 再交付手数料 （1,000円）

## 責任技術者証の再交付手続き要領

### ★再交付を郵送で望まれる方

富山県下水道協会（富山市上下水道局内）に必要書類等を郵送

<送付先>

〒930-0859

富山市牛島本町二丁目1番20号

富山県下水道協会

TEL 076(432)8740

FAX 076(432)8750

### 1. 氏名及び住所の変更による場合

- ① 責任技術者（住所、氏名、勤務先）異動届（様式第3号） 1通
- ② 住民票記載事項証明書又は現住所の確認できるものの写し  
（住所変更済みの運転免許証、公的機関からの郵便物等） 1通
- ③ 顔写真 カラー（最近6ヶ月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.4cm） 1枚
- ④ 現在お持ちの責任技術者証
- ⑤ 返信用封筒（84円切手貼付） 1通
- ⑥ 郵便振替払込受付証明書又は証明書の写し 1通  
※郵便局備え付けの郵便振替払込取扱票により、再交付手数料1,000円を  
下記の口座に振込んで下さい。

### 2. 責任技術者証をき損又は紛失の場合

- ① 責任技術者証再交付申請書（様式第4号） 1通
- ② 住民票記載事項証明書又は現住所の確認できるものの写し  
（運転免許証、公的機関からの郵便物等） 1通
- ③ 顔写真 カラー（最近6ヶ月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.4cm） 1枚
- ④ 現在お持ちの責任技術者証（紛失した場合を除く）
- ⑤ 返信用封筒（84円切手貼付） 1通
- ⑥ 郵便振替払込受付証明書又は証明書の写し 1通  
※郵便局備え付けの郵便振替払込取扱票により、再交付手数料1,000円を  
下記の口座に振込んで下さい。

<振込先> 口座番号 00790-5-5847

加入者名 富山県下水道協会

令和 年 月 日

責任技術者 氏 名 異 動 届  
勤 務 先

富山県下水道協会長 様

登録番号 第 号

氏 名

新住所	〒 都 道 区 市 府 県 郡	
	町 村	
	<small>(方書、アパート、マンション等の名称)</small> 号室	
電話番号 ( )		
旧住所	〒 都 道 区 市 府 県 郡	
	町 村	
	<small>(方書、アパート、マンション等の名称)</small> 号室	
電話番号 ( )		
ふりがな		ふりがな
新 氏 名		旧 氏 名
新勤務先	名称	名称
	所在地 〒	所在地 〒
	電話番号 ( )	電話番号 ( )

※該当項目のみ記入してください

[添付書類]

- 住所または氏名の変更の場合 ①住民票記載事項証明書又は現住所の確認できるものの写し  
(住所変更済みの運転免許証、公的機関からの郵便物等)  
②責任技術者証  
③写真1枚  
(提出日より6ヶ月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.4cm)

※手続きを行うに当たり、手数料1,000円が必要となります。  
詳細については、手続き要領をご覧ください。

令和 年 月 日

### 責任技術者証再交付申請書

富山県下水道協会長 様

申 請 者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	昭和 平成	年 月 日	生
	住所	〒	都道府県 町 村	区市郡 号室
	電話番号			
再交付の理由 (該当する方に○を付ける)		<input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> 紛失		

[添付書類]

1. 写真（提出日より6ヶ月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.4cm）1枚
2. 住民票記載事項証明書又は現住所の確認できるものの写し  
(運転免許証、公的機関からの郵便物等)

※手続きを行うに当たり、手数料1,000円が必要となります。  
詳細については、手続き要領をご覧ください。

登録番号 第 号

※ 登録番号は富山県下水道協会にて記載しますので、空欄のままご提出下さい。

## グリース・オイル阻集器の選定

### 1. グリース阻集器の選定

グリース阻集器の選定方法はSHASE-S217-2016（空気調和・衛生工学会規格）を標準とする。

### 2. オイル阻集器の選定

オイル阻集器の選定方法はSHASE-S221-2012（空気調和・衛生工学会規格）を標準とする。

# ディスポーザ排水処理システム

ディスポーザ排水処理システムの導入に際しては、下水道管理者がその導入の可否や運用基準を定める場合において、「ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（日本下水道協会）等を参考に判断する。

## ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）

### 【1】ディスポーザ排水処理システムの構成

本システムは、次の二つの部位によるものを基本とする。

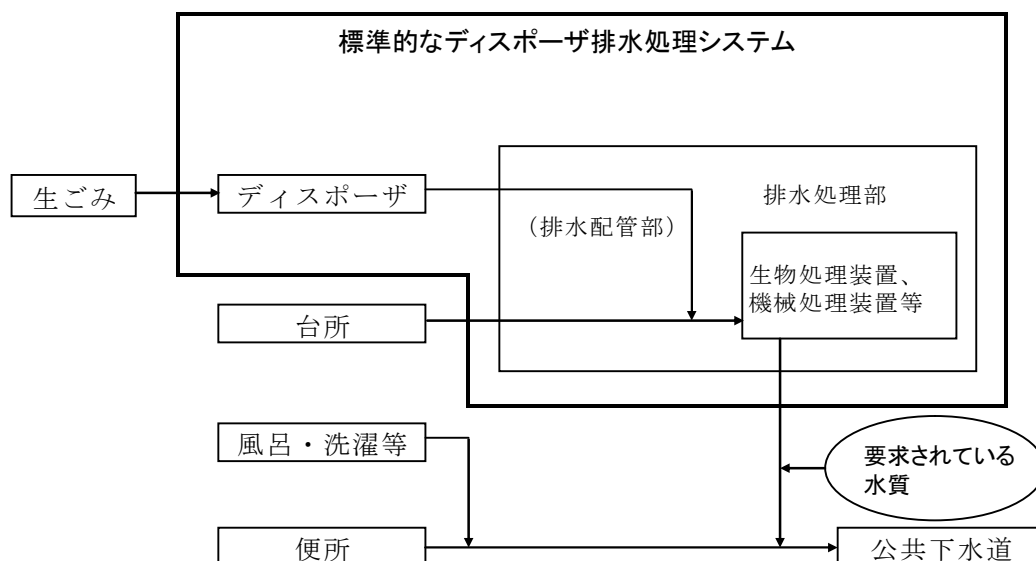
- ①生ごみを破砕する部位（以下「ディスポーザ」という。）
- ②破砕された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する部位（以下「排水処理部」という。）

本基準(案)では、上記二つの部位で構成され、ディスポーザ排水と台所排水を排水処理部で処理するシステムを「ディスポーザ排水処理システム」とする。なお、性能基準(案)にある破砕された生ごみ等を搬送する部位「排水配管部」は「排水処理部」に含む。

標準的な「ディスポーザ排水処理システム」の構成を図示すると、図1のとおりである。

なお、標準的なシステム以外のシステムについては、標準的なシステムと同等の性能が確保されるものとする。

図1 標準的な排水系統図



## 【2】構成部位の機能

システムを構成する各部位の機能は次のとおりとし、関係法令等に適合するとともに、下水道に接続する排水設備としての機能を有するものでなければならない。

システムが安全かつ十分な機能が発揮されるためには、その使用及び保守の各段階で使用者、システムを製造又は販売する者、維持管理事業者等の責任範囲や維持管理項目が明確になっている等、使用者への配慮が十分になされていることが必要である。

### (1) ディスポーザ

ディスポーザは、安全性と排水処理部の機能が発揮されるのに十分な性能が必要となるため、所定の法令等に適合していることを明確に示していることが必要である。

また、システムとして組み合わせるディスポーザを明確にしなければならない。

ディスポーザと排水処理部は、一体として所定の機能を発揮するものであり、ディスポーザの能力差により、ディスポーザ排水の汚濁負荷を変動させるため、システムとして使用するディスポーザを明確にする必要がある。

また、自動給水タイプのディスポーザは、断水時の安全性が確保されなければならない。

### (2) 排水処理部

排水処理部は、ディスポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水させ、有効に処理するものでなければならない。

排水処理部については、様々な方法が考えられるが大別すると、図2に示す生物処理タイプと機械処理タイプに分けられる。

排水処理部からの排水及び排気に関しては、建築基準法など関係規定を遵守するとともに、排水配管及び通気配管の管径、勾配、構造等の基準に関しては、J I S、空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S206-2009 等の規格に準拠する必要がある。

なお、新設の施設だけでなく既存の建物にシステムを設置する際についても、上記規定に準拠している必要がある。

#### ①生物処理タイプ

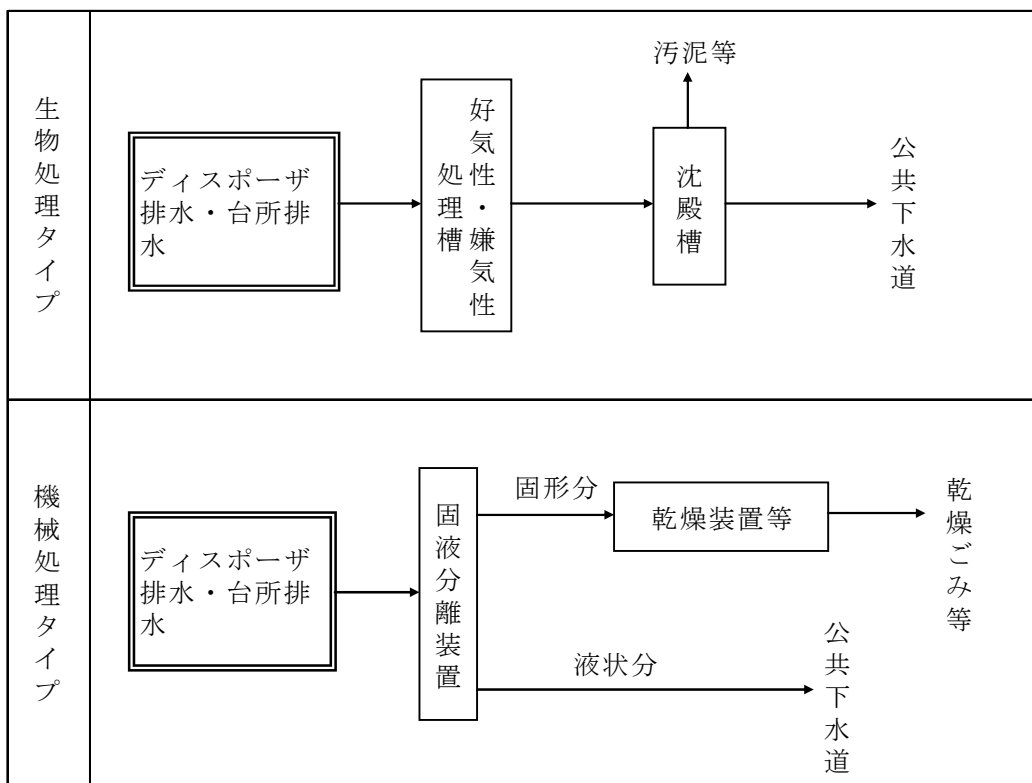
ディスポーザ排水と台所排水を専用排水管で処理槽へ導き、生物処理した処理水を公共下水道へ排水するタイプ。

#### ②機械処理タイプ

ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって固液分離し、処理水のみを公共下水道へ排水するタイプ。



図2 処理フロー図（一般的な例）



## 特定施設一覧表（水質汚濁防止法関連）

番 号	名 称	番 号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設	8	ホ 精製施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	9	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	10	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	11	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 搾汁施設 ニ 湯煮施設	12	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 搾汁施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	13	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 搾汁施設 ニ 分離施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	14	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設	15	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
		16	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
		17	麺類製造業の用に供する湯煮施設
		18	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
		18 の 2	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
			冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

18 の 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 湯煮施設</li> <li>ハ 洗浄施設</li> </ul> たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自動式フィルム現像洗浄施設</li> <li>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水洗式脱臭施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> </ul> 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ まゆ湯煮施設</li> <li>ロ 副蚕処理施設</li> <li>ハ 原料浸せき施設</li> <li>ニ 精練機及び精練そう</li> <li>ホ シルケット機</li> <li>へ 漂白機及び漂白そう</li> <li>ト 染色施設</li> <li>チ 薬液浸透施設</li> <li>リ のり抜き施設</li> </ul>	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 水洗式破碎施設</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ホ 湿式集じん施設</li> </ul>
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗毛施設</li> <li>ロ 洗化炭施設</li> </ul>	25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 塩水精製施設</li> <li>ロ 電解施設</li> </ul>
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式紡糸施設</li> <li>ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設</li> <li>ハ 原料回収施設</li> </ul>	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</li> <li>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 遠心分離機</li> </ul>
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式バーカー</li> <li>ロ 接着機洗浄施設</li> </ul>		硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</li> <li>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</li> </ul>
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式バーカー</li> <li>ロ 薬液浸透施設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>へ 青酸製造施設のうち、反応施設</li> <li>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</li> </ul>
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 湿式バーカー</li> <li>ハ 碎木機</li> <li>ニ 蒸解施設</li> <li>ホ 蒸解廃液濃縮施設</li> <li>へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設</li> <li>ト 漂白施設</li> <li>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）</li> <li>リ セロハン製膜施設</li> <li>ヌ 湿式繊維板成型施設</li> <li>ル 廃ガス洗浄施設</li> </ul>	28	海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</li> <li>ヌ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ル 湿式集じん施設</li> </ul> カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式アセチレンガス発生施設</li> <li>ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</li> </ul>

29	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設</li> <li>ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設</li> </ul> <p>コールドタル製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハ 水洗施設</li> <li>ニ ラテックス濃縮施設</li> <li>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</li> </ul> <p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設</li> <li>ロ 静置分離器</li> <li>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</li> </ul> <p>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 蒸留施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 蒸留施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ ろ過施設</li> </ul> <p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>	37	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 廃酸分離施設</li> <li>ロ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ハ 湿式集じん施設</li> </ul> <p>前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</li> <li>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</li> </ul> <p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</li> <li>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> </ul>
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</li> <li>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</li> <li>リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</li> <li>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> </ul>
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 縮合反応施設</li> <li>ロ 水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 静置分離器</li> <li>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</li> <li>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</li> <li>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>リ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ヌ 湿式集じん施設</li> </ul> <p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</li> <li>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</li> <li>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</li> <li>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</li> </ul>

	<p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p>		<p>施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱塩施設</p> <p>ロ 原油常圧蒸留施設</p> <p>ハ 脱硫施設</p> <p>ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設</p> <p>ホ 潤滑油洗浄施設</p>
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
38 の 2	<p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p> <p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1・4ージオキササンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）</p>	51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
	<p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p>	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設		
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	<p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 抽出施設</p>		<p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ タンニンづけ施設</p> <p>ニ クロム浴施設</p> <p>ホ 染色施設</p>
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	<p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ 洗浄施設</p>		<p>イ 研摩洗浄施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p>
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		<p>イ 抄造施設</p> <p>ロ 成型機</p> <p>ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）</p>
	<p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 脱水施設</p>	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
	<p>イ 水洗施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p>	58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		<p>イ 水洗式破碎施設</p> <p>ロ 水洗式分別施設</p> <p>ハ 酸処理施設</p> <p>ニ 脱水施設</p>
	<p>イ 動物原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p>	59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設		<p>イ 水洗式破碎施設</p> <p>ロ 水洗式分別施設</p>
49	農薬製造業の用に供する混合施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する		<p>イ タール及びガス液分離施設</p> <p>ロ ガス冷却洗浄施設</p> <p>ハ 圧延施設</p> <p>ニ 焼入れ施設</p>

62	ホ 湿式集じん施設 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	66 の 6	施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	67	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	68	洗濯業の用に供する洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	68 の 2	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	69	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	69 の 2	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
66	電気めつき施設	69 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場	
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設	70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房	71	自動式車両洗浄施設

<p>71 の 2 ※注 2</p>	<p>科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設</p>	<p>※注 1</p>	<p><b>下水道法上の取扱い</b> 特定施設 66 の 3 に掲げる施設は、下水の排除の制限等の規定が適用されない。（同号ハに掲げる施設のうち温泉法第 2 条第 1 項に規程する温泉を利用するものを除く。）</p>
<p>71 の 3</p>	<p>一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設</p>	<p>※注 2</p>	<p>1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）</p>
<p>71 の 4</p>	<p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設</p>		<p>2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）</p> <p>3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。） 又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。）</p> <p>4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設</p> <p>5. 保健</p> <p>6. 検疫所</p> <p>7. 動物検疫所</p> <p>8. 植物防疫所</p> <p>9. 家畜保健衛生所</p> <p>10. 検査業に属する事業場</p> <p>11. 商品検査業に属する事業場</p> <p>12. 臨床検査業に属する事業場</p> <p>13. 犯罪鑑識施設</p>
<p>71 の 5</p>	<p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）</p>		
<p>71 の 6</p>	<p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）</p>		
<p>72</p>	<p>し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）</p>		
<p>73</p>	<p>下水道終末処理施設</p>		
<p>74</p>	<p>特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）</p>		

## 特定施設一覧表（ダイオキシン類対策特別措置法関連）

番 号	名 称	番 号	名 称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設		イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
9	四一クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
10	二・三—ジクロロ—一・四—ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	18	下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
11	八・十八—ジクロロ—五・十五—ジエチル—五・十五—ジヒドロジインドロ〔三・二—b・三'・二'—m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	19	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの		



## 特定施設の設置等の届出

届出を要する場合	届出の種類	届出の内容	届出の期限	実施の制限等
公共下水道を使用するもので特定施設を新しく設置しようとする場合 (下水道法第 12 条の 3 第 1 項)	特定施設設置届出書			届出が受理された日から 60 日経過した後でなければ設置、変更してはならない。 (下水道法第 12 条の 6 第 1 項)
届出者が特定施設の構造等届出内容の (4)～(7) を変更しようとする場合 (下水道法第 12 条の 4)	特定施設の構造等変更届出書	(1) 氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用 方法 (6) 特定施設から排出される汚水の処理の方法 (7) 下水の量及び水質・用水及び排水の系統	設置または変更の 60 日前	・届出の内容によっては計画の変更または廃止を命じられることがあります。 (下水道法第 12 条の 5)
公共下水道を使用している者で既設の施設が新たに特定施設に指定された場合 (下水道法第 12 条の 3 第 2 項)	特定施設使用届出書		特定施設になった日から 30 日以内	
すでに特定施設を設置している事業場で新たに公共下水道を使用する場合 (下水道法第 12 条の 3 第 3 項)			公共下水道を使用することになった日から 30 日以内	
届出者が氏名等、届出内容の (1)、(2) を変更した場合、又は特定施設の使用を廃止した場合 (下水道法第 12 条の 7)	氏名変更等届出書  特定施設使用廃止届出書	変更の内容等	変更もしくは廃止した日から 30 日以内	
届出者の地位を継承した場合 (下水道法第 12 条の 8)	継承届出書	継承の内容等	継承した日から 30 日以内	

## 排水設備工事に伴う図面の記載方法（富山県仕様）

排水設備工事責任技術者講習用テキスト「第4節 屋外排水設備 3 設計図」（P.51～P.57）の富山県仕様です。

### 1. 図面の種類

1) 図面は、位置図、平面図、縦断図、その他必要な図面等で構成する。

#### ①位置図

申請箇所を朱書等で明確にし、できるだけ中心にくるように配慮する。

#### ②平面図

縮尺は1/200以上を標準とする。ただし、敷地が広大なものについては、必要に応じてこれ以下とすることができる。

現地調査に基づいて、方位、道路、建物、玄関、流し場、浴場、便所、隣地境界、公私境界、公共ます、既存の排水設備、排水本管（管径、勾配、距離）、ます（ますNo、内径もしくは内のり、深さ）、掃除口、ドロップ、上層階からの排水立て管、支障となる埋設物等を記入する。

また、1階以外の階に屋内排水設備がある場合については、これを図示する。

#### ③縦断図

原則として縦の縮尺は1/100以上、横の縮尺は平面図に合わせることにする。ただし、これに依りがたい場合は必要に応じて変更してもよい。

また、地盤高、管頂、管底、基準高を流水方向が向かって左から右となるよう作成し、縦断図の上部にはますNo、内径もしくは内のり、深さを旗書きし、下部には管径、勾配、単距離及びますの位置の地盤高、土かぶり、管底高を記入する。

#### ④構造詳細図

各種阻集器や排水槽等、その他の排水設備で特殊構造がある場合は、その構造図を作成する。

### 2. 図面作成上の留意点

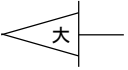
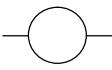
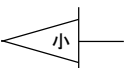
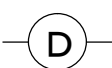
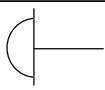
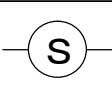
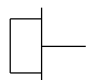
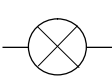
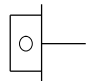
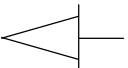
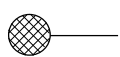
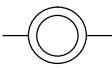
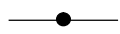


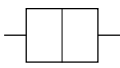
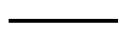
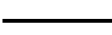




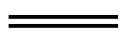

1) 図面の記載数値の単位及び端数の処理は以下に示すとおりとする。

図面の記載数値

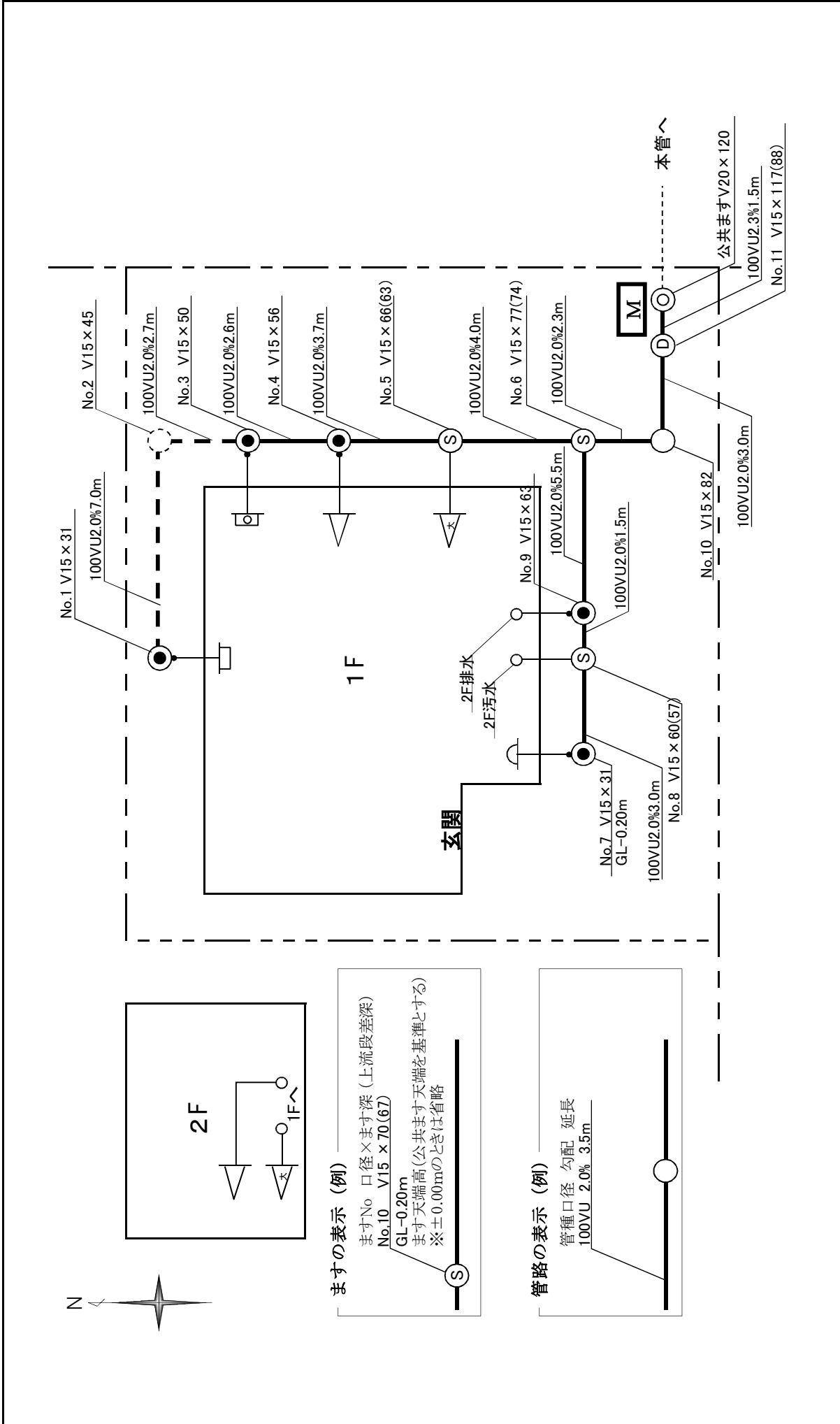
種 別	単 位	記入数値	記載例	備 考
管路延長	m	小数点第1位まで	5.0	
ますの内径	cm	単位止め	20	
管径（呼び径）	mm	単位止め	100	
管の勾配	%	小数点第1位まで	2.0%	2.0/100で表示する市町村もある
ますの深さ	cm	単位止め	50	平面図、縦断図上部の旗書き
管底高	m	小数点第3位まで	10.000	
地盤高・土かぶり	m	小数点第2位まで	10.00	

注) 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

2) 図面に記入する記号は以下に示すとおりとする。

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器			汚 水 ま す		
小 便 器			ド ロ ッ プ ま す		
浴 槽			3 cm 段 差 付 ま す		3 cm 段 差
流 し 類			雨 水 ま す		
洗 濯 機			塩 化 ビ ニ ル 管	V P	一 般 管
手 洗 器			塩 化 ビ ニ ル 管	V U	薄 肉 管
床 排 水 口			公 共 ま す		
ト ラ ッ プ			ト ラ ッ プ ま す		
掃 除 口			公 私 境 界 線	— · — ·	
阻 集 器			隣 地 境 界 線	— · · · —	
排 水 管			建 物 外 壁		
通 気 管			既 設 管		
立 管			床 下 集 合 部 配 管 部		
排 水 溝			デ ィ ス ポ ー ザ 排 水 処 理 シ ス テ ム		

平面図の記入例



縦断面の記入例

